

監査の結果に対する措置

令和4年度に実施した財政援助団体等監査結果に基づき講じた措置について、茂原市長および関係団体から通知がありました。内容は、次のとおりです。

【監査結果】

令和3年度 茂原市福祉センター管理運営委託料

(公)施設の指定管理者・茂原市社会福祉協議会

社会福祉課

・事業報告書が条例に定める期日までに社会福祉協議会から提出されていなかったことから、現状を把握したうえで適切な対応を図りたい。

・社会福祉協議会を非公募により指定管理者とした合理的理由について、分かりやすく説明できるように整理されたい。

また、施設を有効に活用するため、指定管理者制度のメリットを十分に活かした運営がなされるよう社会福祉協議会と更なる連携を図りたい。

【措置内容】

社会福祉課

・事業報告書については、今年度から茂原市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例に定める期日（年度終了後60日以内）までに提出するよう指示をした。

・社会福祉協議会を非公募により指定管理者としている合理的理由は、社会福祉法第109条にて地域福祉の推進を図ることを目的とする本市唯一の団体として位置付けられており、廃業の可能性が極めて低いため、安定した事業の継続が見込めるからである。

また、利益を優先する団体でないことから、経営状況に左右されることなく継続して安定したサービスが提供でき、仮に利益が発生

した場合も社会福祉協議会の事業に還元されるため、本市における福祉の推進に役立つものである。

施設の有効活用については、現在、指定管理者として指定している社会福祉協議会の社会福祉団体としての活力やノウハウを活用している。今後も経費の削減や利用者のニーズに対応した、きめ細やかな質の高いサービスが提供できるように、更なる連携を図っていく。

【監査結果】

令和元年度

茂原市観光事業補助金（補助金交付団体・茂原秋まつり運営協議会）

茂原秋まつり運営協議会

・秋まつり運営協議会の補助金に係る事務手続きについては、提出書類や領収書に一部不備が認められたことから、適宜、商工観光課に確認をしながら適正な事務処理を行われない。

また、補助対象事業に係る会計処理の一部を秋まつり運営協議会を構成する地

区単位で行っていたことから、会計事務については、透明性確保のため秋まつり運営協議会において一括して行われない。

商工観光課

・商工観光課が行う補助金交付事務においては、秋まつり運営協議会から提出された書類に一部不備や未提出の書類が認められたことから、改めて必要書類の内容や記載方法、会計手続、補助対象経費の範囲等について秋まつり運営協議会に示すとともに、書類審査を徹底し、適正な事務処理を行われない。

【措置内容】

茂原秋まつり運営協議会

・秋まつり運営協議会の補助金に係る事務手続きについては、新たに茂原市商工観光課と協議して作成したマニュアルを基に、適正な事務の確認と処理を行う。

また、補助対象事業に係る会計処理については、透明性確保のため秋まつり運営協議会において一括して

行う。領収書については、宛名を「茂原秋まつり運営協議会」に統一するとともに、記載内容に漏れが無いよう周知した。

商工観光課

・秋まつり運営協議会の補助金に係る事務手続きについては、必要書類の内容や記載方法、会計手続、補助対象経費の範囲等について秋まつり運営協議会と協議の上マニュアルを作成し、三役会において内容の確認を行った。

また、書類審査の徹底については、条例、規則、要綱、マニュアルに基づき秋まつり運営協議会から提出される書類を確認し、適切な事務処理を行う。

問合せ

監査委員事務局（9階）

☎(20)1560 FAX(20)1607